事　業　報　告　書

第１３期

事業年度　自　令和７年４月　１日
　　至　令和８年３月３１日

１　利　用　者　啓　発　事　業

２　環　境　保　全　事　業

３　施　設　管　理　事　業

４　調　査　研　究　事　業

５　顕　彰　事　業

６　友　の　会　事　業

７　関係者連携対策事業

８　拡張地域における活動拠点の整備

９　財　団　の　運　営

前橋市大手町一丁目１番１号

公益財団法人尾瀬保護財団

令和７年度事業報告について
（令和７年４月１日から令和８年３月３１日）

Ⅰ　概要

尾瀬の優れた自然環境の保護と適正な利用を図るため、利用者等を対象に、利用マナーの啓発、自然への理解を深める解説活動等を実施するとともに、荒廃した湿原の植生復元、尾瀬山の鼻ビジターセンター、尾瀬沼ビジターセンター等施設の管理・運営、ツキノワグマ対策等を受託、実施した。

また、尾瀬保護財団が設立３０周年を迎えたため、記念事業として、「尾瀬の未来を考える ― 持続可能な新しいかたち ― 」をテーマに記念フォーラムを開催したほか、ライトハイカーを新たな尾瀬ファンとして取り込むことを目的とした尾瀬フェアも実施した。

さらに、群馬県から委託を受け、尾瀬国立公園における利用者負担の在り方を検討するため、入域協力金に関する調査研究等を実施した。

Ⅱ　実施事業

１　利用者啓発事業

(1) 入山者啓発事業

①　入山口啓発

尾瀬の環境美化や利用者のマナー向上を図るため、主要入山口（鳩待峠口・沼山峠口・大清水口）において、尾瀬ボランティアの協力を得て入山者への案内・啓発を実施するとともに、横断幕の掲示によりごみの持ち帰りを呼びかけた。

②　尾瀬ボランティアの活動支援

尾瀬ボランティア（令和８年３月３１日現在　活動者数：２６６名）による入山口啓発、美化清掃活動等を支援した。

ア　入山口啓発活動

啓発内容：利用マナー、ごみ持ち帰りの啓発、靴底の種子落とし指導、軽装者への注意喚起、現地状況説明、安全に関する情報の提供

啓発活動従事者数

	活　動　期　間			延べ合計
	５月～６月	７月～８月	９月～10月	
鳩待峠	１５人 3(5)日	２人 2(7)日	２人 2(5)日	１９人 7(17)日
沼山峠	３人 1(4)日	０人 0(4)日	０人 0(2)日	３人 1(10)日
大清水	１人 1(3)日	０人 0(3)日	０人 0(3)日	１人 1(9)日
東面登山道入口		０人 0(1)日		０人 0(1)日
滝　沢		３人 1(1)日	０人 0(0)日	３人 1(1)日

馬坂峠	０人 0(1)日	０人 0(0)日	０人 0(0)日	０人 0(1)日
猿　倉	１人 1(1)日	０人 0(0)日	０人 0(0)日	１人 1(1)日
延べ合計 実績(設定)日数	２０人 6(14)日	５人 3(15)日	２人 2(10)日	２７人 11(39)日

イ　ありがとう尾瀬清掃活動

・８月２４日（尾瀬沼）　参加者　１２人

・９月２８日（尾瀬ヶ原）　参加者　８人

・１０月８日（尾瀬沼）　参加者　３人

・１０月１６日（尾瀬ヶ原）　参加者　６人

ウ　尾瀬ボランティア総会・交流会

２月７日　さいたま市内において開催（参加ボランティア数　３７人）

エ　インタープリテーション研修

９月６日～８日　尾瀬沼ビジターセンターにおいて開催　参加者　１３人

オ　その他

尾瀬等での自主ボランティア活動　活動日数延べ５０日

③　ガイド利用の普及促進

ア　尾瀬ガイド協会との連携

ガイド利用による自然体験やエコツアーなどを通して、尾瀬の自然環境の保全と適正利用を図るため、尾瀬ガイド協会との連携を図った。

イ　尾瀬自然解説ガイド事業

・ガイド実施　１２件（参加者３４人）

・ガイド登録者数　１５名（令和８年３月３１日現在）

(2) 自然解説事業

①　自然解説活動の実施

適正利用を啓発するとともに、利用者が尾瀬の自然の大切さについて認識を深めることを目的として、尾瀬山の鼻ビジターセンター及び尾瀬沼ビジターセンターにおいて、自然観察会やスライドショー、団体レクチャーなどを実施した。

ア　尾瀬山の鼻ビジターセンターでの活動実績

・自然観察会	実施回数	４９回	参加者	６１５人
・スライドショー	実施回数	４９回	参加者	１５４２人
・団体レクチャー	実施回数	８回	参加者	２３６人
・環境学習（ミニツアー）	実施回数	４４回	参加者	１１９人

イ　尾瀬沼ビジターセンターでの活動実績

・自然観察会	実施回数	２０１回	参加者	８９５人
・夜のｲﾍﾞﾝﾄ（ｽﾗｲﾄﾞ・星空）	実施回数	５２回	参加者	１７１４人
・見晴イベント	実施回数	１０回	参加者	３６９人
・団体レクチャー	実施回数	１４回	参加者	３６９人

②　環境学習推進業務

群馬県からの委託により、ビジターセンターにおいて、尾瀬の「環境学習の場」としての利用促進を図りつつ、尾瀬の円滑な利用を確保するために、尾瀬ネイチャーラーニングの受け入れ協力を行った。さらに、群馬県内小学校等からの依頼に応じて出前授業を行う移動尾瀬自然教室を実施した。

(3) 研修事業

① 指導者の養成

職員の資質向上を図り、指導者として養成するため、各種研修会に派遣した。

② 職員研修の実施

円滑な業務運営を図るため、職員を対象に、業務内容の研修を実施または派遣し、職員のスキルアップと体制の強化を図った。また、ビジターセンターに勤務する職員には、自然解説技術、ガイド技術などの研修を実施した。

・ＶＣ管理員導入研修　　５月　７日～８日
・ツキノワグマ研修　　５月１１日
・轟音玉講習　　６月　７日、８日
・先進地視察研修（那須）　　６月　１日、６月２９日

③ 救急救命研修

山岳事故に備え、入山者の安全・安心を確保するため、現地に勤務する全職員を対象に応急手当、体外式除細動器（ＡＥＤ）操作訓練等の救急救命研修を実施した。

(4) 普及啓発事業

① 機関誌の発行

尾瀬の幅広い情報（四季折々の自然、財団の活動状況等）を関係者や尾瀬ボランティア、友の会会員等に提供した。

② ＳＮＳを活用した情報発信の強化

ア　Instagram を活用したキャンペーンの実施

尾瀬の魅力等の写真の投稿を呼びかけ、より幅広い年齢層への認知拡大を図った。

投稿件数：２，５０４件

イ　ＳＮＳの効果的な活用

開花情報や各種注意情報等の有益な情報を提供やショート動画や現地のタイムリーな画像の投稿等を行った。

ウ　note による情報発信の強化

note で尾瀬の登山道開拓の歴史の発信を行った。

③ 啓発リーフレット等の作成・配布

リニューアルした尾瀬ハイキングガイドを利用マナーの向上、尾瀬の案内、自然解説等に資するために配布した。利用分散化の推進等のため、尾瀬地域交通対策等のリーフレットを関係機関や一般入山者に配布した。

④ ホームページの管理運営

財団の事業、財務状況等の情報をホームページに掲載し、財団の活動について周知を図るとともに、財団の活動によって収集されたタイムリーな尾瀬の自然情報や尾瀬の貴重な自然の成り立ちの紹介、入山マナーの啓発などを通じ尾瀬の適正利用の推進を図った。

⑤ 尾瀬の魅力発信

ＰＲイベントへの出展を行い、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広報した。

・ふくしま尾瀬情報発信イベント（８月２３～２４日　高尾山口駅前広場）

・ぐんま山フェスタ（１０月１８日～１９日　ビエント高崎）
・ぐんまフェア（１１月１２日～１６日　イオンモール高崎）
・ぐんま環境フェスティバル（１１月１５日　群馬県庁）
・尾瀬フェア（２月２８日～３月１日　高尾山口駅前広場）

⑥　出張講演

行政機関、教育機関が主催する講演会等への出張講演に対応し、尾瀬の貴重な自然や適正利用の推進などのレクチャーを通じて、尾瀬国立公園のすばらしさと大切さを広く一般の方々に広報した。

・５月２３日　東京都立武蔵高等学校・附属中学校
・７月　５日　ぐんま環境学校（エコカレッジ）講師

２　環境保全事業

⑴ 植生回復事業

福島県及び群馬県からの委託により、入山者の踏み込み等により植生が荒廃又は裸地化した湿原の植生を復元・保護する作業を実施した。

・尾瀬沼、見晴地区の植生復元調査、外来植物除去等
・至仏山東面登山道沿いの踏み込み防止柵設置等

⑵ 至仏山保全対策

至仏山保全対策会議

登山道周辺の植生の荒廃が深刻な状況となっている至仏山について、至仏山保全基本計画に基づき、貴重な自然を保全するための各種対策を実施するとともに、残雪期に調査を実施して植生保護と利用の適正化に向けた対策の検討を行った。

・残雪期現地調査　４月１１日
・誘導ポール設置・撤去、積雪深調査など　４月１７日～５月８日
・登山道閉鎖期間　５月７日～６月３０日

⑶ 尾瀬ニホンジカ対策事業

シカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、関係者と連携して各種対策を実施した。

・群馬県設置の研究見本園のシカ柵の設置及び撤去を支援（ボランティア参加）
　設置：５月２２日・２３日　撤去１０月１７日
・福島県南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会による大江湿原のシカ柵の設置及び撤去作業に参加
　設置６月２４日　撤去１０月２６日（行政・財団・ボランティアで実施）

⑷ 外来植物対策事業

尾瀬での外来植物の増殖を防ぐため、これまでの取組状況を踏まえた上で対策を検討し、関係機関と連携して財団自主事業の中で除去作業を実施した。

・外来植物対策除去作業　　７月２６日（小沢平）
・外来植物繁茂状況調査　　５月２６日（鳩待峠～津奈木）
　　７月３１日（富士見下）
　　９月２５日（小沢平）

３　施設管理事業

(1) ビジターセンターの管理運営

ア　群馬県尾瀬山の鼻ビジターセンター管理運営
　　開館期間　　５月１３日～１０月３１日　　１７２日間
イ　環境省尾瀬沼ビジターセンター管理運営
　　開館期間　　５月１３日～１０月３１日　　１７２日間

(2) 公衆トイレの維持管理

ア　群馬県尾瀬地区山の鼻公衆トイレ(群馬県設置) 維持管理・清掃等
イ　群馬県尾瀬地区竜宮公衆トイレ(群馬県設置)維持管理・清掃等
ウ　福島県尾瀬沼集団施設地区公衆トイレ維持管理・清掃等
エ　福島県沼尻地区公衆トイレ維持管理・清掃等

(3) その他公園施設等の維持管理

ア　木道等の簡易補修
イ　ツキノワグマ対策のための刈り払い、クマ出没時の安全誘導
ウ　シカ対策資材等の点検、簡易補修
エ　橋の開通・閉鎖・除雪

４　調査研究事業

(1) 適正利用推進事業

環境省からの委託を受け、以下の事業を実施した。

①　尾瀬利用者意識調査の実施
　環境省が「尾瀬国立公園利用アクションプラン」を策定する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施した。

②　尾瀬国立公園利用アクションプラン推進委員会の事務局運営補助
　環境省が事務局として設置した尾瀬国立公園利用アクションプラン検討小委員会についての運営補助を行った。
　・１２月２４日　ハイブリッド開催

③　尾瀬国立公園協議会の事務局運営補助
　尾瀬ビジョンの進行促進を目的に設置された「尾瀬国立公園協議会」についての運営補助を行った。
　・第２４回会議　３月４日　ハイブリッド開催

(2)　入域協力金の調査・研究

群馬県から業務を受託し、新たな利用者負担制度「ぐんま尾瀬入域協力金（任意の協力金）」に関する令和８年度実証実験計画の検討等を行った。

(3)　ツキノワグマ対策事業

「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」の運営を行うとともにツキノワグマ対策員が中心となり、各種対策を行った。

具体的には、山ノ鼻地区、ヨシッ堀田代地区、竜宮地区、尾瀬沼地区、見晴地区にて、協議会から任命されたツキノワグマ対策員が、「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対

応マニュアル」に基づき、関係者と協力してクマとの遭遇を防止するための刈り払いなどの対策を実施。クマ頻出時には、集中対策として巡視を行うとともに、追い払いを実施した。

また、ツキノワグマ注意パンフレットを一部改訂・増刷し、次シーズンから活用予定である。

５　顕彰事業

平成２９年度から見直しのために休止している「尾瀬賞」について、尾瀬に関する研究者の確保や尾瀬に関する研究の活性化を念頭に見直し内容を検討した。

６　友の会事業

各種イベントや財団ホームページを通じて尾瀬の応援団としての友の会会員募集を行った。会員に対しては、メールマガジンや、機関誌「はるかな尾瀬」の送付などを通じ、尾瀬に関する情報の提供を行った。

・平成２２年度	賛助会員２３社	個人会員　１,１５１人
・平成２３年度	賛助会員１８社	個人会員　１,０４４人
・平成２４年度	賛助会員２３社	個人会員　１,００７人
・平成２５年度	賛助会員２３社	個人会員　　９３４人
・平成２６年度	賛助会員２４社	個人会員　　８５７人
・平成２７年度	賛助会員２２社	個人会員　　８１５人 （うちユース会員　４人） （うち家族会員　６４人）
・平成２８年度	賛助会員２２社	個人会員　　７５６人 （うちユース会員　３人） （うち家族会員　５８人）
・平成２９年度	賛助会員１８社	個人会員　　７００人 （うちユース会員　２人） （うち家族会員　５５人）
・平成３０年度	賛助会員２０社	個人会員　　７１０人 （うちユース会員　２人） （うち家族会員　６０人）
・令和元年度	賛助会員２２社	個人会員　　６６５人 （うちユース会員　２人） （うち家族会員　５９人）
・令和２年度	賛助会員１９社	個人会員　　６２３人 （うちユース会員　２人） （うち家族会員　５４人）
・令和３年度	賛助会員１６社	個人会員　　５８４人 （うち家族会員　５６人）
・令和４年度	賛助会員１６社	個人会員　　５３８人 （うちユース会員　１人） （うち家族会員　５４人）
・令和５年度	賛助会員１４社	個人会員　　５１１人 （うちユース会員　１人） （うち家族会員　５５人）
・令和６年度	賛助会員１４社	個人会員　　４７８人 （うち家族会員　５０人）
・令和７年度	賛助会員１３社	個人会員　　４５７人 （うち家族会員　４９人）

7　関係者連携対策事業（設立 30 周年記念事業）

(1)記念フォーラムの開催

尾瀬の持続可能な在り方等をテーマとした記念フォーラムを開催した。

開催日：１月２４日

開催場所：東京国際フォーラム・ホールＤ７

(2)尾瀬フェアの開催

ライトハイカーを新たな尾瀬ファンとして取り組むためのＰＲイベントを高尾山で開催した。

開催日：　２月２８日・３月１日

開催場所：京王線高尾山口駅前広場

8　財団の運営

(1) 評議員会、理事会の開催

財団の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会、評議員会を開催し、尾瀬及び財団に関する諸課題について意見交換等を行った。

①　評議員会

ア　第２３回評議員会（書面表決）

・日　時　　４月　１日

・議　事（議案）

１　理事の辞任に伴う後任理事の選任について

２　評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

イ　第２４回評議員会

・日　時　　６月２５日

・方　法　　参集及び Web 会議システム「Webex」

（会場：群馬県庁２９階 第２特別会議室）

・議　事（議案）

１　令和６年度事業報告について

２　令和６年度決算について

ウ　第２５回評議員会（書面表決）

・日　時　１１月２６日

・議　事（議案）

１　理事の辞任に伴う後任理事の選任について

２　評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

②　理事会

ア　第４９回理事会（書面表決）

・日　時　　４月１日

・議　事（議案）

１　後任理事候補者の推薦について

２　後任評議員候補者の推薦について

３　臨時評議員会の招集について

イ　第５０回理事会（書面表決）
・日　時　　４月１日
・議　事（議案）
１　常務理事の選定について

ウ　第５１回理事会
・日　時　　６月４日
・方　法　　参集及び Web 会議システム「Webex」
（会場：群馬県庁 秘書課会議室）
・議　事（議案）
１　令和６年度事業報告について
２　令和６年度決算報告について
３　定時評議員会の招集について

エ　第５２回理事会（書面表決）
・日　時　１０月２３日
・議　事（議案）
１　後任理事候補者の推薦について
２　後任評議員候補者の推薦について
３　臨時評議員会の招集について

オ　第５３回理事会
・日　時　　３月２６日
・方　法　　参集及び Web 会議システム「Webex」
（会場：群馬県庁 秘書課会議室）
・議　事（議案）
１　令和７年度収支補正予算について
２　令和８年度事業計画について
３　令和８年度収支当初予算について
４　友の会特別会員の選任について
５　尾瀬賞について

(2) 財政基盤の強化

財団事業の充実と財務基盤の強化を図るとともに尾瀬に対する幅広い支援を求めるため、各自治体からの委託事業受託などにより財政基盤の強化を図り、公益財団法人への寄附税制の優遇措置制度を活用し、企業・団体等に対して積極的に寄附を呼びかけた。

令和７年度寄附金収入（令和８年３月３１日時点）　130 件　15,079,942 円
［企業・団体のべ５６、個人のべ７４］
（前年度決算　131 件　12,782,954 円（※））
（※）正味財産増減計算書＞Ⅰ　一般正味財産増減の部＞１．経常増減の部＞（１）経常収益＞⑦受取寄付金のうち、「受取寄付金」（一般寄付分）及び「受取寄付金振替額」（特定寄付分）の合計金額

令和７年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

(3) 自主的・自律的ガバナンス強化のための具体的な取り組み

公益法人制度改革（令和７年４月１日「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」施行）に伴い、法人の経営判断で社会課題への機動的な取り組みを可能とするため、法人の財務に関する規律が柔軟化された。

この柔軟化にあたっては、公益法人及び公益法人制度への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があり、積極的に自主的・自律的ガバナンス強化に取り組み、その状況を発信していくこととされたことから、当財団の取り組みを以下のとおりとする。

① 公益法人内部における規範

ア 個人情報等管理規程の運用（当年度以前に策定・施行）

・情報セキュリティライン
・情報公開要綱
・個人情報保護規程、同施行規則
・特定個人情報運用方針、同取扱規程

イ リスク管理規程の作成（当年度以前に策定・施行）

・新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
・基本財産運用規程
・事務局無線 LAN 接続利用に関する内規

② 公益法人の各機関別（理事会、評議員会、監事）における具体的な取り組み

ア 理事会において、当財団が目指す社会課題（尾瀬の保護と利用に関する諸課題）の解決に向けてどのように事業等を改善できるかという内容を議題にし、議論を重ねている。

イ 理事会の多様性について、役員改選の都度、年齢・地域・性別などのバランスを考慮している。

ウ 尾瀬国立公園を活動フィールドとする財団として、理事の当該分野における専門性を考慮している。

エ 理事会での実質的な審議のために、各理事への情報提供において工夫をしている。（概要版を作成して説明資料とすることにより、議事内容をより明快にしている。定期的に機関誌『はるかな尾瀬』を送付して、当財団事務局の取り組みのリアルタイムの共有に努めている。）

オ 外部理事を導入している。（理事１９名のうち８名）

カ 外部監事を導入している。（監事　１名のうち１名）

③ 不祥事の予防・発見・事後対応の仕組み

ア ハラスメント防止のための研修の実施

イ 代表理事及び職務執行理事の役割分担や責任を明確に規定

・事務決裁規程
・収入支出事務手続きに関する要綱

具体例）職員への旅費支給にあたり現金での支給方法を口座振替に改めた。

④　事業の効果に係る定性的・定量的測定及び結果に基づく事業改善（インパクト測定・マネジメント）

次年度以降の課題とし、事業の効果測定、中期ビジョン（目標）の策定について検討を進める。